公告 第 7 号
令和4年12月7日

# 公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊別海駐屯地
第３７７会計隊別海派遣隊長　瀬戸嶋　政洋

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

| 契約実施計画番号 | 調達要求番号 | 物品番号 | 仕様書番号 |
|---|---|---|---|
| 2LY31S201530 | 2MQY1A80530 0001 | | |

品名　または　件名

東宿舎他屋内整備

部品番号　または　規格

仕様書のとおり

使用器材名

| 数量 | 単位 | 銘柄 | 使用期限等 | グループ | 指定 | 検査 | 包装 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.00 | ST | | | | | | |

| 納地または工事場所 | 引渡場所 |
|---|---|
| 別海駐業 | 陸上自衛隊別海駐屯地 |
| 搬入場所 | 納期または工期 |
| 岩田技官　内線３１７ | 令和5年3月31日（金） |

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊別海駐屯地　会計隊事務室

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和4年12月20日（火）10時00分　別海駐屯地　幹部食堂

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
別紙のとおり

別 紙

1　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（2）　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（3）　全省庁統一資格申請において「物品の販売」が「D」以上の格付けを有する者。

（4）　付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

（5）　入札及び契約心得を厳守しているもの。

2　保証金等に関する事項

（1）　入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

（2）　契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

3　入札の無効

（1）　第１項に示す競争参加に必要な資格のない者のした入札

（2）　入札に関する条項に違反した入札

（3）　入札時間に遅れた者の入札

（4）　電報・電話及びＦＡＸによる入札

（5）　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

（6）　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4　契約書の作成

落札決定後に遅滞なく契約書を作成する。ただし契約金額が税込で５０万円未満の場合は作成を省略し、５０万円以上１５０万円未満の場合は請書を作成し、１５０万円以上の場合は契約書を作成する。

5　落札決定方式

総額による。当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

（消費税相当額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

6　その他

（1）　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

（2）　入札に参加する者は、「単位対応表」を確認すること。

（3）　入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札会場にて提出すること。

（4）　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

（5）　入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

（6）　郵便による入札を認める。この際小封筒に入札書をいれ「入札件名」を明記し封印、資格審査結果通知書（写）とともに封筒に入れ、令和４年１２月２０日（火）１０時００分までに第３７７会計隊別海派遣隊へ必着とし、電話にて入札に関する問い合わせ先へ到着確認を行うこと。

（７）　入札に関する問合わせ先

陸上自衛隊別海駐屯地　第３７７会計隊別海派遣隊　担当：西

ＴＥＬ・ＦＡＸ：０１５３－７７－２４３７

７　公告掲示場所

（１）　掲示場所：別海駐屯地、釧路駐屯地、商工会議所（別海）

北部方面会計隊ホームページ http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/

（２）　掲示期間：令和４年１２月７日～令和４年１２月２０日

付 紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

（１）　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

（２）　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

# 特　記　仕　様　書

Ⅰ　件名：東宿舎他屋内整備
Ⅱ　場所：北海道野付郡別海町西春別駅前曙町２－１
　　北海道野付郡別海町西春別５９－９
　　北海道野付郡別海町中西別本町７０－２
Ⅲ　概要：壁紙張替、畳張替、襖張替　一式

一般共通事項

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 1　総　則 | 本補修の実施にあたり図面及び本特記仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」に基づき実施するものとする。 |
| 2　疑　義 | 図面と仕様書に相違がある場合や明記なき場合又は疑義が生じた場合には、官側と協議しなければならない。 |
| 3　軽微な変更 | 現場において実施が困難となった場合や仕様書記載事項の変更等、軽微な変更の必要性が生じた際は、官側と協議しその指示に従うものとし、請負金額並びに納期の変更はしないものとする。 |
| 4　現場管理 | (1) 現場は常に諸材料その他の整理及び清掃を行い火災等の事故防止に努める。<br>(2) 出入口及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。<br>(3) 現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。<br>(4) 既存構造物は損傷しないように十分注意し、損傷及び故障等が発生した場合は、請負業者側の責任において原状に復旧するものとする。また、その際、契約金額及び納期の変更は行わないものとする。 |
| 5　提出書類 | (1) 補修事に必要とする書類は、監督官が示す様式及び部数に基づき作成し、速やかに監督官に提出するものとする。<br>(2) 本補修に使用する材料について、出荷証明書及び品質証明書を提出するものとする。 |
| 6　写　真 | 写真は、実施前・実施後及び実施中の隠蔽となる箇所、主要な実施段階の実施状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し、Ａ４Ｓ版に整理して提出する。 |
| 7　発生材の処理等 | 本補修により発生した廃材・撤去品の内、金属くず類は、発生材調書を作成し、監督官が指示する場所に運搬集積し、飛散防止等の処置を講ずるものとする。また、金属くず類以外の廃材撤去品については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等に基づき請負者が適切に処分を実施し、廃棄物管理票の写しを提出するものとする。 |
| 8　後片付け | 補修の実施に際しては、当該場所に関する部分の後片付け及び清掃を行うこと。 |
| 9　現場代理人 | 本補修を実施するにあたり、現場代理人を指名し期間中は現場に常駐させること。 |
| 10　完了検査 | 本補修終了後、検査官の完了検査を受けるものとする。 |
| 11　実績情報の作成、登録 | (1) 受注者は、請負金額５００万円以上の契約について、実績情報の登録を行う。<br>(2) 受注者は、実績情報を登録する場合は、登録内容についてあらかじめ監督官に確認を受け、遅滞なく登録手続きを行うとともに登録されたことを証明する資料（工事カルテ受領書）を監督官に提出する。<br>(3) 請負代金額５００万円以上２，５００万円未満の契約については契約受注時のみ手続きを行うものとする。 |

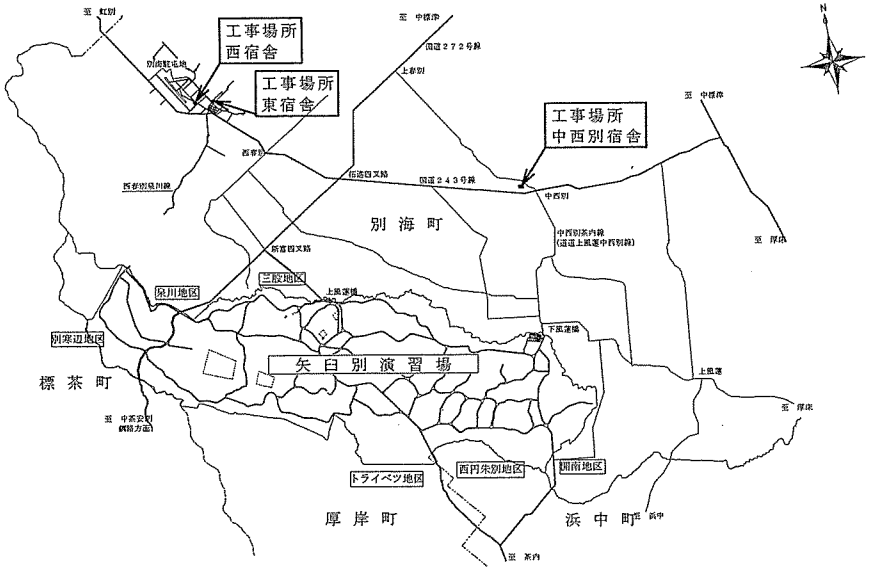


西宿舎案内図　S=1:X

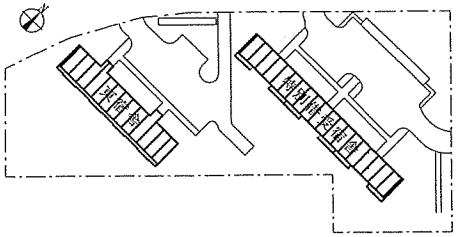


東宿舎配置図　S=1/X

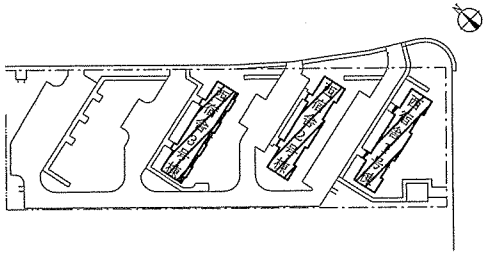

西宿舎配置図　S=1/X

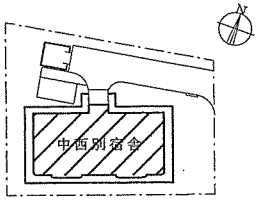


中西別宿舎配置図　S=1/X

| 件　名 | 東宿舎他屋内整備 | | | | 図面番号 | 1/2 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 種　別 | 特記仕様書・案内図・配置図 | | | | 縮　尺 | 図示 |
| 業務隊長 | 厚生科長 | 厚生班長 | 厚生幹部 | 管理科長 | 営繕班長 | 設　計 | 仕様書番号 |
| 春 | 坂上 | 中本 | 池田 | 佐藤 | 尾崎 | 宿田 | |
| 陸上自衛隊別海駐屯地業務隊 | | | | | 令和４年１２月６日 | | |

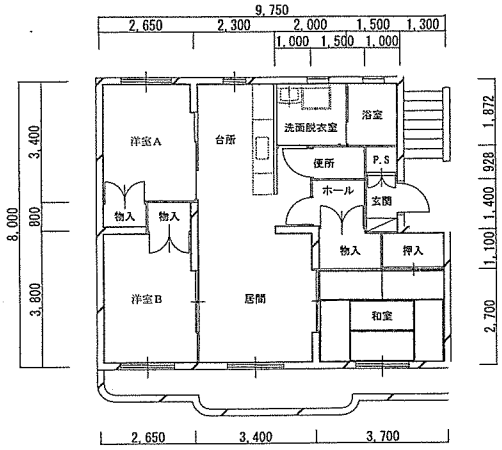


東宿舎平面図

単位：㎡

| | 項目 | 壁 | 天井 |
|---|---|---|---|
| 張替 | 居間 | | 10.571 |
| | 洋室A | | 7.372 |
| | 洋室B | | 8.239 |
| | 和室 | | 8.612 |
| | 台所 | | 7.904 |
| | 洗面所 | | 3.365 |
| | ホール | | 5.309 |
| | 玄関 | | 1.038 |

単位：枚

| | 1畳 | 半畳 |
|---|---|---|
| 畳 | 6 | |

単位：mm

| | |
|---|---|
| 襖 | 1,780×810 2枚(両面) |
| | 1,780×860 2枚(両面) |

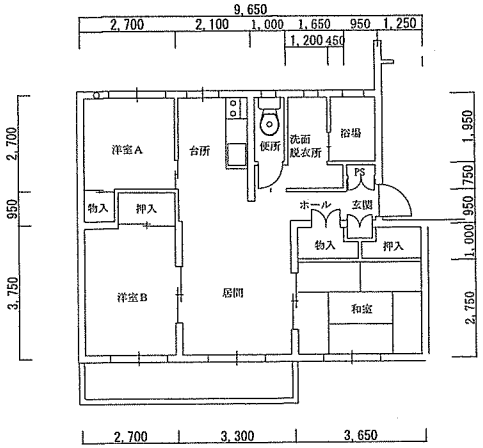


特別借受宿舎平面図

単位：㎡

| | 項目 | 壁 | 天井 |
|---|---|---|---|
| 張替 | 居間 | | 9.89 |
| | 洋室A | | 8.10 |
| | 洋室B | | 5.95 |
| | 和室 | | 8.08 |
| | 台所 | 4.65 | 5.35 |
| | 洗面所 | | 8.33 |
| | ホール | 1.24 | 0.69 |
| | 玄関 | 16.67 | 2.15 |

単位：枚

| | 1畳 | 半畳 |
|---|---|---|
| 畳 | 6 | |

単位：mm

| | |
|---|---|
| 襖 | 1,780×810 2枚(両面) |
| | 1,780×860 2枚(両面) |

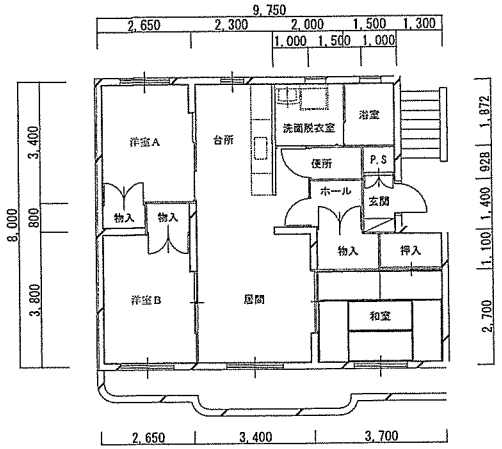


西宿舎平面図

単位：㎡

| | 項目 | 壁 | 天井 |
|---|---|---|---|
| 張替 | 居間 | | 10.571 |
| | 洋室A | | 7.372 |
| | 洋室B | | 8.239 |
| | 和室 | | 8.612 |
| | 台所 | | 7.904 |
| | 洗面所 | | 3.365 |
| | ホール | | 5.309 |
| | 玄関 | | 1.038 |

単位：枚

| | 1畳 | 半畳 |
|---|---|---|
| 畳 | 6 | |

単位：mm

| | |
|---|---|
| 襖 | 1,780×810 2枚(両面) |
| | 1,780×860 2枚(両面) |

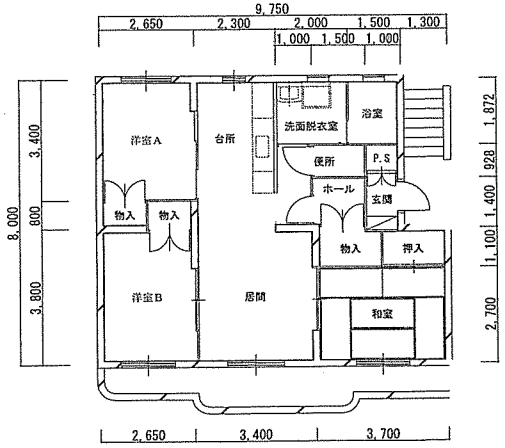


中西別宿舎平面図

単位：㎡

| | 項目 | 壁 | 天井 |
|---|---|---|---|
| 張替 | 居間 | | 10.571 |
| | 洋室A | | 7.372 |
| | 洋室B | | 8.239 |
| | 和室 | | 8.612 |
| | 台所 | | 7.904 |
| | 洗面所 | | 3.365 |
| | ホール | | 5.309 |
| | 玄関 | | 1.038 |

単位：枚

| | 1畳 | 半畳 |
|---|---|---|
| 畳 | 6 | |

単位：mm

| | |
|---|---|
| 襖 | 1,780×810 2枚(両面) |
| | 1,780×860 2枚(両面) |

整備内容

| 場所 | 天井整備 | | | | | | | | 畳張替 | 襖張替 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 居間 | 洋室A | 洋室B | 和室 | 台所 | 洗面所 | ホール | 玄関 | | | |
| 特借宿舎 | | | | | | | | | | | |
| 201号室 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 205号室 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 東宿舎 | | | | | | | | | | | |
| 202号室 | | | | | | | | | | ○ | |
| 西宿舎1号 | | | | | | | | | | | |
| 403号室 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 404号室 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 西宿舎2号 | | | | | | | | | | | |
| 404号室 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 西宿舎3号 | | | | | | | | | | | |
| 102号室 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 104号室 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 301号室 | | | | | | | | | ○ | | |
| 中西別宿舎 | | | | | | | | | | | |
| 201号室 | | ○ | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 件名 | 東宿舎他屋内整備 | 図面番号 | 2/2 |
| 種別 | 建物平面図 | 縮尺 | 図示 |
| 陸上自衛隊別海駐屯地業務隊 | | 令和 4 年12月6日 | |